

障がい者総合支援プラン策定に係る
県内障がい者団体からの意見への対応（団体別）

※訪問日付順に掲載

○ 主要意見とその対応

1 （一財）岐阜県身体障害者福祉協会

- ・ 障害者差別解消法の施行に向けて、県としての普及啓発等の取組みを進めていく必要がある。
- ・ 入所施設については、障がい者の高齢化、重度化、親亡き後の住まいの場の確保という観点からも必要。
- ・ 特別支援教育については、「特別支援学校」よりも「特別支援学級」を充実させることが必要。

■「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえた普及啓発活動の実施について記述。「障害者差別解消法」の施行に向けた県の取組みについて記述。

■数値目標設定に当たって、入所施設定員数を国の指針に基づく一律削減（△4%）とはせず、県の実情や関係者の声を踏まえて検討することとする。

■特別支援学校だけでなく、小中学校においても研修を充実し、教員の専門性向上を図ることを記述。

- 「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別解消や障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会の構築に向けた県民への啓発活動に取り組みます。
- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向け、国の基本方針を踏まえ、職員の対応要領を策定し、要領に基づいた差別解消の具体的な取組みを進めるとともに、相談・紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備します。また、差別解消に向けた県独自の取組みなどについて検討を行います。
- 特別支援学校だけでなく、小学校、中学校においても障がいの多様化が進む中で、障がい特性に応じた適切な支援を行うための研修を充実し、障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

2 （一社）岐阜県手をつなぐ育成会

- ・ 現在入所施設を利用している多くの方は、入所を続けたいと考えている。
- ・ 就労移行支援事業については制度の見直し、さらなる加算等の検討が必要。
- ・ 相談支援事業を行う者の質の向上が必要。
- ・ 障害者権利条約の県民への啓発が必要。
- ・ 特別支援教育を行う教員の質の向上が必要。

■数値目標設定に当たって、入所施設定員数を国の指針に基づく一律削減（△4%）とはせず、県の実情や関係者の声を踏まえて検討することとする。

■就労移行支援事業の制度については国に働きかけていくこととし、県の施策を提示するプランへは記述せず。

■相談支援従事者の質の向上の推進について記述。

■「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえた普及啓発活動の実施について記述。

述。

■特別支援学校だけでなく、小中学校においても研修を充実し、教員の専門性向上を図ることを記述。

- 平成29年度末の施設入所者数は、平成25年度末時点を基準に現状維持とします。
- (略) 相談支援従事者研修を実施し、相談支援に係る人材の育成と、資質の向上を推進します。
- 「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がい理由とする差別解消や障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会の構築に向けた県民への啓発活動に取り組めます。
- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向け、国の基本方針を踏まえ、職員の対応要領を策定し、要領に基づいた差別解消の具体的な取組みを進めるとともに、相談・紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備します。また、差別解消に向けた県独自の取組みなどについて検討を行います。
- 特別支援学校だけでなく、小学校、中学校においても障がいの多様化が進む中で、障がい特性に応じた適切な支援を行うための研修を充実し、障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

3 (一社) 岐阜県聴覚障害者協会

- ・ 手話言語条例ができれば、様々なことへの波及効果があるため、一緒に考えていただきたい。
- ・ 聴覚障がい者に対する災害時の支援体制を構築していただきたい。
- ・ 手話通訳者のスキルアップに力を入れてほしい。

■手話言語条例については、「障害者差別解消法」施行に向けた県の取組み全体の中での検討事項として今後検討していくこととする。

■避難行動要支援者名簿情報を基にした地域の関係機関の連携による支援や緊急時の人材派遣体制の構築について記述。

■現任者のスキルアップ研修の実施について記述。

- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向け、国の基本方針を踏まえ、職員の対応要領を策定し、要領に基づいた差別解消の具体的な取組みを進めるとともに、相談・紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備します。また、差別解消に向けた県独自の取組みなどについて検討を行います。
- (略) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組みを支援し、災害時における障がいのある方への支援体制の構築を推進していきます。
- 県及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を中心に、県内の福祉・介護分野の関係者と「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、平常時から各都道府県単位で福祉・介護分野の関係者を中心とした協議会形式により災害発生時の福祉的支援について協議を行い、緊急時には人材を派遣できる体制を構築します。
- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者等を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

4 (特非) 岐阜県難病団体連絡協議会

- ・ 難病患者の日常生活や就労支援など医療的ケアだけでなく、福祉的な面の支援が今後重要になる。
- ・ 難病患者を支えるための体制として、保健所保健師等がコーディネーターとなり、難病患者の医療・福祉などあらゆる面をサポートできる体制を構築してほしい。保健所が中核となって、難病患者の地域理解を進める取組みを進めてほしい。
- ・ 難病患者の現状を維持するためのリハビリや健康体操のような取組みを進めてほしい。
- ・ 障がい者総合支援プランの中に、難病を項目としてしっかり位置づけてほしい。

■保健・医療・福祉の連携による難病患者のネットワークの構築について記述。

■保健所を中核としたネットワークの構築について記述。

■地域における回復期、維持期のリハビリテーション体制づくりについて記述。

■難病患者への支援を項目の柱として位置づけ。

- 在宅の難病患者の生活の質の向上と療養生活の支援を目的に、医療相談、訪問相談等の実施を推進します。そのために、保健・医療・福祉の連携を図り、保健所を中核として、各地域における難病患者のネットワークの構築を今後も促進します。
また、地域の実情に応じて、それぞれの地域で生活する難病患者が安心して療養できるよう、保健所は地域の窓口として難病相談を実施します。さらに、保健所を中心とした関係者で構成する地域支援ネットワークを構築し、地域の特性に応じた難病患者への支援体制の整備をすすめます。
- 慢性疾患児の自立や成長を支援するため、児童やその家族からの相談に応ずる支援員を設置するとともに、保健所を中心とした関係者で構成する地域支援ネットワークを構築し、児童やその家族のニーズに応じた支援内容を検討する体制を整備します。
- 急性期のみならず、回復期、維持期のリハビリテーションも重要であることから、慢性疾患においては、回復過程に応じて療養場所を移して必要なリハビリテーションなどのサービスを受けるなど、医療機関相互の連携により、地域における切れ目のない医療を受けられる体制づくりに努めます。

5 (一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会

- ・ 盲養護老人ホームの設置に関することが今一番の課題。
- ・ 視覚障がい者のための点字ブロックについては、切れ目なく敷設してほしい。
- ・ 障がい者の差別解消は、障がい種別に限らず共通の課題。
- ・ 各障がい種別に合った防災対策が必要。

■盲養護老人ホームの設置の検討を進めることについて記述。

■点字ブロックの敷設について記述。切れ目ない敷設については具体的な取組みの中で努めていくこととする。

■「障害者差別解消法」の施行に向けた県の取組みについて記述。

■避難行動要支援者名簿情報を基にした地域の関係機関の連携による支援や緊急時の人材派遣体制の構築について記述。

- 視覚障がい者のための養護老人ホームの設置について検討を行っていきます。
- 障がい者に安全で快適な歩行環境を確保するため、幅の広い自転車、歩行者道路の整備や段

差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に努めます。また、駅を中心とした地区や、障がい者が利用する施設が集中する地区においては、視覚障がい者誘導用ブロック（シート）の設置等に努めます。

- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向け、国の基本方針を踏まえ、職員の対応要領を策定し、要領に基づいた差別解消の具体的な取組みを進めるとともに、相談・紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備します。また、差別解消に向けた県独自の取組みなどについて検討を行います。
- （略）避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組みを支援し、災害時における障がいのある方への支援体制の構築を推進していきます。
- 県及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を中心に、県内の福祉・介護分野の関係者と「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、平常時から各都道府県単位で福祉・介護分野の関係者を中心とした協議会形式により災害発生時の福祉的支援について協議を行い、緊急時には人材を派遣できる体制を構築します。

6 岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会

- ・ 障がい者支援の相談体制を充実してほしい。教育、就労、治療も含めたワンストップ窓口を構築してほしい。
- ・ 放課後支援を支える人材が不足している。
- ・ 福祉に携わる職員の報酬単価を上げていただきたい。福祉職は待遇が上がらないので結局人が集まらない。マンパワーを上げることができない。

■ 3障がいに係る県の相談機関を集約した「岐阜県障がい者総合相談センター」について記述。講師のスキルアップ等質の高い研修事業の推進について記述。

■ 放課後等デイサービスについて、サービス見込みに基づくサービス量の確保に努める旨記述。

■ 報酬単価引き上げについては国に働きかけていくこととし、県の施策を提示するプランへは記述せず。

- 岐阜県障がい者総合相談センターに身体障がい、知的障がい、精神障がいに対応する相談機関を集約し、三障がいへの一元的な相談支援を行い、利用者の利便性の向上を図ります。
- 現在、実施している研修事業について、岐阜県障がい者総合支援懇話会や講師の意見を聞きながら、細かな手法を見直すとともに、研修そのものの在り方や位置づけの明確化を行います。また、受講者の質の向上を図るとともに、講師、助言者のスキルアップ、育成を図り、継続した質の高い研修事業を目指します。
- （略）訪問系サービス、日中活動系サービス及び短期入所について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保と質の向上に努めます。（略）

7 （一社）岐阜県知的障害者支援協会

- ・ 保護者の立場としても、グループホームよりも入所施設の方が安心であるという意見が強い。
- ・ 入所施設を減らすという国の目標には一概には賛成できない。

■ 数値目標設定に当たって、入所施設定員数を国の指針に基づく一律削減（△4%）とはせず、県の実情や関係者の声を踏まえて検討することとする。

8 (特非) 岐阜県精神保健福祉会連合会

- ・ 家族会への入会が減ってきており、高齢化が進んでいるのは深刻な課題。
- ・ 精神障がいについて、学校教育でも取り上げ、正しい理解を進めてほしい。

■団体が行うピアサポートの側面支援について記述。

■精神障がいに対する普及啓発について記述。

- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など必要な支援に努めます。
- 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、後方に努めます。

9 岐阜県自閉症協会

- ・ 高齢化の問題に対応するための対策が必要。
- ・ 自閉症特有のしつこさなど、特性をよく理解した人材スタッフの育成が必要。
- ・ 現在の岐阜県の状況を考えると、入所施設を減らせるような状況ではないと思う。施設は必要であるとする。
- ・ せめて義務教育までの間に親子ともどもしっかりと生活の仕方を教育していかなければならない。
- ・ 特別支援学校等の教員の質を高めなければならない。
- ・ 新福祉友愛プールについて、安全性の確保と、療育的な取組をお願いしたい。
- ・ 農業と知的障がいの人たちや自閉症の方たちを連携して支援していく方法を探っていくこともできるかもしれない。

■成人期支援の強化、高齢化への対応について記述。

■発達障がい児者を支援する人材の育成について記述。

■数値目標設定に当たって、入所施設定員数を国の指針に基づく一律削減(△4%)とはせず、県の実情や関係者の声を踏まえて検討することとする。

■ペアレントトレーニングやペアレントメーターの取組みについて記述。就学前児の早期発見・早期支援体制の促進について記述。

■教員の専門性向上に向けた取組みについて記述。

■新福祉友愛プール(仮称)の整備について記述。

■農業分野における障害者就労の拡大に向けた取組み実施について記述。

- 発達障がい者支援コンシェルジュを設置し、成人期の発達障がい者や学生などの就労に向けた相談支援を行うほか、相談者が必要な支援を受けられるよう支援機関や市町村へのつなぎを行います。
- 発達障がい者支援コンシェルジュ等の支援機関が開催するケース会議等に専門医等を派遣し、医学的見地からの助言や相談対応を行い、医療と福祉が連携して発達障がい者への支援を行います。
- 障害福祉サービス事業者等に対する研修により、発達障がい者の特性と支援のあり方について

て理解を図り、発達障がい者が安心して生活できる環境づくりを進めます。

- 発達障害者支援センターが精神保健福祉センターと協働して行う成人当事者向けのグループ活動により、成人期の発達障がい者の居場所づくりや社会適応を促進します。
- 発達障がい者の保護者の高齢化や親なき後の生活の確保の観点から、グループホーム等の整備を促進します。
- 発達障がいに関する専門研修（発達障がい支援従事者養成研修、障害児通所支援事業所等職員研修事業）により、発達障がい児者の支援を行う支援員の技量向上を図ります。
- 岐阜大学への障がい児者医療学寄附講座の設置や、診療現場における実践的な研修等により、発達障がいに対応できる医師や、現場で医師を補助し診療の効率化に貢献する心理士などの育成・確保を図ります。
- 県立希望が丘学園の再整備により、児童精神科外来の常設化による発達障がい児診療や、新たな療育プログラムなど支援機能の充実を図るとともに、発達精神医学センター（仮称）の設置により、発達障がいの診療にあたる医師の育成等を図ります。
- 家族が子どもの障がいを受け止め前向きに捉えることができるよう、障がい受容や育て方の訓練を行うペアレントトレーニングの普及や精神的な心理負担軽減を図るペアレントメンターの養成などにより家族支援の強化を図ります。
- 発達障がい者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。
- 特別な支援が必要な就学前児の早期発見・早期支援体制の一層の促進を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した就学移行を図ります。
- 特別支援学校に勤務する経験の浅い若手教職員や講師のための専門性向上を目指した研修プログラムを開発し、実践力の向上を図ります。
- 各障がい種に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。
- コア・ティーチャーを核としたコア・スクールの専門性を活用することにより、各地域の特別支援学校の教職員の専門性向上を図ります。
- 特別支援学校だけでなく、小学校、中学校においても障がいの多様化が進む中で、障がい特性に応じた適切な支援を行うための研修を充実し、障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。
- 障がい者のスポーツを通じた社会参加の推進、東京パラリンピックに向けた選手強化及び障がい者スポーツの裾野拡大のため、平成28年中に、通年型の障がい者用屋内プール「新福祉友愛プール（仮称）」を整備するとともに、平成29年中に、「障がい者用体育館」を整備します。
- 農業分野における障がい者雇用の拡大に向けた取組みを進めます。

10 岐阜県特別支援学校PTA連合会

- ・ 障害福祉サービスや就労関係の情報などについて、何も知らない保護者にもわかりやすいような情報提供をしてほしい。
- ・ 発達障がい相談機関を充実してほしい。何か困ったことがあった時にすぐに相談できる機関があるとよい。
- ・ 特別支援学校の教員だけでなく、特別支援学校以外の小中高の教員も発達障がいに対する知識や理解度を深めるようにしてほしい。

■障害福祉サービスの内容等のわかりやすい情報提供について記述。

■発達障がい支援センターの機能拡充や地域における支援体制の構築について記述。

■発達障がいのある児童生徒にとってわかりやすい「ユニバーサルデザインの授業」づくりの推進について記述。

- (略) 障害福祉サービスの内容等について、利用者がわかりやすいよう、必要な情報を提供できるよう努めます。
- 発達障害者支援センターにおいて、精神保健福祉センターと一体となった成人期の相談支援等の充実を図り、児者一貫した支援を実施します。
- 家族が子どもの障がいを受け止め前向きに捉えることができるよう、障がい受容や育て方の訓練を行うペアレントトレーニングの普及や精神的な心理負担軽減を図るペアレントメンターの養成などにより家族支援の強化を図ります。
- 地域の療育機関等の職員に対する研修や専門相談、各機関が抱える困難事例への助言などにより、地域支援の強化を図ります。
- 発達障がい者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。
- 小・中学校や高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、学習過程の見通しがもてる工夫や、集中しやすい教材・教具の開発など、障がいの有無に関係なく、どの児童生徒にとってもわかりやすい「ユニバーサルデザインの授業」づくりを推進します。
- 中学校の通常学級や情緒障がい特別支援学級等における特別な支援を必要とする生徒の進路選択の幅を広げ、高等学校卒業後社会的に自立するための教育を提供するため、長期間のインターンシップや学習の遅れを補充する授業、SSTなどを実施できるような仕組み（カリキュラムの改編、指導体制の整備、教職員の専門性向上等）を検討します。

11 遷延性意識障害を持つ親の会ひまわり

- ・ 医療的ケアのできるヘルパーが事業所をやめてしまった場合、事業所として代わりの人を確保していないので、家族としては第2、第3の事業所を探していないと安心できない。

■たん吸引等の研修実施への支援等医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図る旨記述。

- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。

12 (社福) 岐阜アソシア

- ・ 視覚障がい者にも目の行き届く、盲養護老人ホームの設置が必要。
- ・ 視覚障がい者は障がい者の中でもマイノリティーであり、点字ブロック等視覚障がい者を対象としたハード整備は支援者などの専門家からの意見聴取が必要。また、実施した整備の状況を広く周知することが必要。

■盲養護老人ホームの設置の検討を進めることについて記述。

■点字ブロック等設置への専門家からの意見聴取、整備状況の周知について記述。

- 視覚障がい者のための養護老人ホームの設置について検討を行っていきます。
- (略) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に当たっては、障がい者や専門家の意見を採り入れるよう努めるとともに、設置箇所等の情報提供に努めます。

13 重度障害者の自立をめざす山鳩の会

- ・ 重度訪問介護のヘルパーが不足しており、単価アップと人材確保をお願いしたい。また、医療的ケアのできるヘルパーの支援をお願いしたい。
- ・ 障がい者の防災対策を進めてほしい。

■報酬単価引き上げについては国に働きかけていくこととし、県の施策を提示するプランへは記述せず。

■たん吸引等の研修実施への支援等医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図る旨記述。

■避難行動要支援者名簿情報を基にした地域の関係機関の連携による支援や緊急時の人材派遣体制の構築について記述。

- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。
- (略) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組みを支援し、災害時における障がいのある方への支援体制の構築を推進していきます。
- 県及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を中心に、県内の福祉・介護分野の関係者と「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、平常時から各都道府県単位で福祉・介護分野の関係者を中心とした協議会形式により災害発生時の福祉的支援について協議を行い、緊急時には人材を派遣できる体制を構築します。

14 (特非) ぎふ難聴者協会

- ・ 要約筆記者養成研修を県内各地で開催し、利用者のニーズにあった要約筆記者を養成していただきたい。
- ・ 県内市町村の要約筆記者等派遣事業の実施率を拡大していただきたい。
- ・ 難聴者に対する災害時の支援体制を構築していただきたい。
- ・ 障がい者の差別解消についてプランに盛り込んでいただきたい。

■要約筆記研修の実施、スキルアップ研修の実施について記述。

■要約筆記者等派遣の全市町村での実施について記述。

■避難行動要支援者名簿情報を基にした地域の関係機関の連携による支援や緊急時の人材派遣体制の構築について記述。

■「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえた普及啓発活動の実施について記述。「障害者差別解消法」の施行に向けた県の取組みについて記述。

- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者等を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。
- (略) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組みを支援し、災害時における障がいのある方への支援体制の構築を推進していきます。
- 県及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を中心に、県内の福祉・介護分野の関係者と「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、平常時から各都道府県単位で福祉・介護分野の関係者を中心とした協議会形式により災害発生時の福祉的支援について協議を行い、緊急時には人材を派遣できる体制を構築します。
- 「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別解消や障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会の構築に向けた県民への啓発活動に取り組みます。
- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向け、国の基本方針を踏まえ、職員の対応要領を策定し、要領に基づいた差別解消の具体的な取組みを進めるとともに、相談・紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備します。また、差別解消に向けた県独自の取組みなどについて検討を行います。

15 岐阜県脊髄損傷者協会

- ・ ピアサポートが一番の支援になると思うが、個人情報等の関係があり、市町村や病院等の施設から情報を得ることが難しい。
- ・ 施設等のバリアフリー化は進んでいるが、トイレ、駐車場など、高齢者等に利用者の枠を広げすぎて、本当にそういった配慮を必要としている障がい者が優先になっていない。

■団体が行うピアサポートの側面支援について記述。

■トイレ、駐車場等の利用マナーに係る啓発について記述。

- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など必要な支援に努めます。
- 身体障がい者用のトイレや車いす使用者専用駐車スペースなどを必要な人が必要な時に利用できるよう、利用マナーに係る啓発を進めます。

16 岐阜県障害福祉事業所連絡会

- ・ グループホーム設置に係る地域住民の同意は必要ないとされており、地域住民への理解促進に向けて行政からも働きかけを行ってほしい。
- ・ ショートステイが不足している。緊急時に子どもを預けられるような体制を整えてほしい。
- ・ 障がい者の権利条約批准や障害者差別解消法が成立されたが、このことが世間一般にはまだまだあまり知られておらず、普及啓発をお願いしたい。

■グループホーム設置に係る地域住民の理解促進について記述。

■短期入所についてサービス見込みに応じたサービス量の確保に努める旨記述。

■「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえた普及啓発活動の実施について記述。

- (略) グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。
- (略) 訪問系サービス、日中活動系サービス及び短期入所について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保と質の向上に努めます。
- 「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別解消や障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会の構築に向けた県民への啓発活動に取り組みます。

17 精神障害者社会復帰施設

- ・ 精神障がい者の支援ができるスペシャリストの配置が必要。
- ・ グループホームは非常に重要な事業。
- ・ 精神障がいは分かりにくい。啓発が必要。

■保健所が中心となった地域移行や地域生活支援の体制整備について記述。

■グループホームの整備促進について記述。

■精神障がいに対する普及啓発について記述。

- 地域生活に必要な体制整備を推進するために保健所が、病院や市町村、福祉サービス事業者等への働きかけや、地域の必要なサービス体制に関する指導・助言や、相談支援専門員への指導・助言等、地域での退院促進や地域生活支援の体制整備の総合的な調整を実施します。
- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。特に、今後は、施設入所者や入院患者が地域生活に移行する場合の住まいの場として整備を促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた在宅からの移行に対応する観点からも整備を促進します。
- 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、後方に努めます。

18 岐阜県言語障害児を持つ親の会

- ・ 障がい者だけでなく、兄弟、親など家族の支援が必要である。生涯にわたった支援を行うためにはやはり家族単位で考えていく必要がある。
- ・ 療育を進めるためには、地域に理解をしてもらうという要素も必要。子どもは地域とつなが

っているという視点が必要だと思う。

■家族支援の強化について記述。

■地域で支える療育体制の構築について記述。

- 家族が子どもの障がいを受け止め前向きに捉えることができるよう、障がい受容や育て方の訓練を行うペアレントトレーニングの普及や精神的な心理負担軽減を図るペアレントメンターの養成などにより家族支援の強化を図ります。
- 発達障がい者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。
- 市町村や児童発達支援事業所、保育所、児童養護施設等の関係機関のニーズに応じ、県立希望が丘学園の医師や作業療法士などからなる専門チームを地域に派遣し、職員の技量と知識を活かし、障がい児本人の状況や市町村の療育体制に応じたオーダーメイド型の療育支援（地域療育支援システム支援事業）を行います。

19 岐阜県重症心身障害児（者）を守る会

- ・ ショートステイは日時を指定しなければ利用することができるが、特定の希望日に利用したいと思ってもほとんどできないといった状況。
- ・ 個人情報保護の問題から、会として支援すべき対象者がどこにいるかを把握することができない。
- ・ 重症心身障がい者はグループホームで生活することができないため、しっかりとした施設体制が必要。

■短期入所についてサービス見込みに応じたサービス量の確保に努める旨記述。

■団体が行うピアサポートの側面支援について記述。

■数値目標設定に当たって、入所施設定員数を国の指針に基づく一律削減（△4%）とはせず、県の実情や関係者の声を踏まえて検討することとする。

- （略）訪問系サービス、日中活動系サービス及び短期入所について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保と質の向上に努めます。
- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など必要な支援に努めます。

20 岐阜県失語症友の会

- ・ 失語症患者や家族がリハビリをしたり、交流ができる場が各地域ごとにできるとよい。
- ・ 病院退院後に情報がなく、どうしたらいいかわからない方も多いので、退院後にどうしたらいいか相談できる窓口があるとよい。

■地域における回復期、維持期のリハビリテーション体制づくりについて記述。

■団体が行うピアサポートの側面支援について記述。

■障がいに対する普及啓発を進める旨記述。

■障害福祉サービスの内容等のわかりやすい情報提供について記述。

- 急性期のみならず、回復期、維持期のリハビリテーションも重要であることから、慢性疾患においては、回復過程に応じて療養場所を移して必要なリハビリテーションなどのサービスを受けるなど、医療機関相互の連携により、地域における切れ目のない医療を受けられる体制づく

くりに努めます。

- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など必要な支援に努めます。
- 遷延性意識障害や盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がいに対する理解を促進します。
- (略) 障害福祉サービスの内容等について、利用者がわかりやすいよう、必要な情報を提供するように努めます。

21 岐阜睦声会

- ・ 会の活動を知らしめるなどしたいが、個人情報保護の関係があり病院でも情報をくれないため、新規会員獲得に苦慮している。

■障がいについての普及啓発について記述。

■団体が行うピアサポートの側面支援について記述。

- 遷延性意識障害や盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がいに対する理解を促進します。
- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など必要な支援に努めます。

22 岐阜県精神科病院協会

- ・ 精神障がい者に対する予防医療、検診は重要。また、メタボ解消のための健康づくりも重要。
- ・ 精神障がい者に対する一般の理解はまだまだ進んでいない。社会復帰し地域で生活している障がい者の方について、もっと一般に知っていただくことが大切。

■健診や健康づくりの取組みを記述。

■精神障がいに対する普及啓発について記述。

- (略) 県民一人ひとりの自覚と実践を基本とした健康づくりの取組みを促進します。
- 壮年期からの生活習慣病予防意識の向上を図るため、市町村や医療保険者と連携し、特定健診・特定保健指導の効果的な実施や各種がん検診等の保健事業の充実に努めます。
- 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、後方に努めます。

23 岐阜盲ろう者友の会

- ・ 「盲ろう」の認知度を上げられるよう取り組んでいただきたい。
- ・ 盲ろう者通訳・介助者同士の意見交換が図りスキルアップが図れるよう、養成講座修了者を対象とした現任研修を実施していただきたい。

■障がいについての普及啓発について記述。

■盲ろう者通訳・介助者研修の実施、スキルアップ研修の実施について記述。

- 遷延性意識障害や盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がい

に対する理解を促進します。

- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者等を育成し、全市町村でのコミュニケーション支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

24 (一社) 日本精神科看護技術協会岐阜県支部

- ・ 住み慣れた地域に精神保健の専門家がいた窓口があり、困った時は相談できる体制が整っていないなければならない。
- ・ 精神障がい者を受け入れる事業所には、社会復帰を支援できる専門家がいないなければならない。
- ・ 精神障がいについては、一生懸命支援しようとしている家族もあるが、そうではない家庭が圧倒的に多く、地域の理解の前に家族の理解が必要。

■保健所や精神保健福祉センターなどの相談体制の充実について記述。

■保健所が中心となった地域移行や地域生活支援の体制整備について記述。

■精神障がいに対する普及啓発について記述。

- 保健所、精神保健福祉センター等において、精神疾患の早期発見と早期治療のための相談体制の充実を図り普及啓発を行います。また、自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーの養成を行い、自身や周囲の人の心の健康に関心を持てるよう人材育成も行います。
- 地域生活に必要な体制整備を推進するために保健所が、病院や市町村、福祉サービス事業者等への働きかけや、地域の必要なサービス体制に関する指導・助言や、相談支援専門員への指導・助言等、地域での退院促進や地域生活支援の体制整備の総合的な調整を実施します。
- 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、後方に努めます。

25 岐阜県筋ジストロフィー協会

- ・ 筋ジストロフィー協会の存在について県や市町村でもっとPRしてほしい。
- ・ 就労相談の窓口がわかりにくい。在宅就労の相談ができるところの情報がほしい。

■障がいについての普及啓発について記述。

■団体が行うピアサポートの側面支援について記述。

■障害福祉サービスの内容等のわかりやすい情報提供について記述。

■在宅就労支援について記述。

- 遷延性意識障害や盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がいに対する理解を促進します。
- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など必要な支援に努めます。
- (略) 障害福祉サービスの内容等について、利用者がわかりやすいよう、必要な情報を提供するように努めます。

- 在宅での就業を希望する障がい者を対象にITを活用した研修を充実し、職域の拡充を図ります。

26 岐阜県身体障害者福祉施設協議会

- ・ 療養介護施設が地域的に1極集中になってしまっている。新生児医療の発達により療養介護施設はますます必要となるため、地域バランスを取れるとよい。
- ・ これから施設を増やすという方針にはならないだろうが、現在入所している方の多くは措置として入所した方で高齢者が多く地域移行は困難。
- ・ 地域移行を進めていくということであれば、グループホーム等退所する方の住宅を確保するような方策をとっていかねば定員を削減することは困難。

■療養介護施設整備について検討する旨記述。

■数値目標設定に当たって、入所施設定員数を国の指針に基づく一律削減（△4%）とはせず、県の実情や関係者の声を踏まえて検討することとする。

■グループホームの整備促進について記述。

- 県立希望が丘学園、岐阜県総合医療センター障がい児病棟と、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、重症心身障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の重症心身障がい者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。
- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。特に、今後は、施設入所者や入院患者が地域生活に移行する場合の住まいの場として整備を促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた在宅からの移行に対応する観点からも整備を促進します。

27 岐阜県知的障害者支援協会（施設長会議）

- ・ 入所施設は必要である。定員削減は行わないでほしい。

■数値目標設定に当たって、入所施設定員数を国の指針に基づく一律削減（△4%）とはせず、県の実情や関係者の声を踏まえて検討することとする。

28 岐阜県精神障害者小規模作業所交流会

- ・ グループホームを設置するにあたっては、事前に十分地域に説明をし、理解をしてもらう必要がある。地域の同意が要らないからといって、地域への事前説明を十分にしないと、後々困ることとなる。
- ・ B型事業所の工賃向上のためには、施設側も企業の経営手法を学ぶことが大切である。そのためには、企業OBを活用するなど、企業のことがよくわかっている人材を確保することが必要。

■グループホーム設置に係る地域住民の理解促進について記述。

■工賃向上の取組みについて記述。

- (略) グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。
- 経営コンサルタントの派遣やモデル事業の実施など、就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取組みを推進します。

29 頸髄損傷者連絡会・岐阜

- ・ 県内の頸髄損傷者については、なかなか情報がない。今は個人情報保護法の関係で、県、市町村などから情報をもらえない。
- ・ 移動支援については、地域で暮らそうと思ったら、必要不可欠なサービス。
- ・ 在宅就業支援は今後も力を入れてほしい。
- ・ 防災対策について、地震が起きた時には自力では動けないので、どこにどのような障がい者がいるのかということを確認にさせていただいて助けに行けるようにしてほしい。

■ 団体が行うピアサポートの側面支援について記述。

■ 移動支援事業の促進について記述。

■ 在宅就業研修の充実について記述。

■ 避難行動要支援者名簿情報を基にした地域の関係機関の連携による支援や緊急時の人材派遣体制の構築について記述。

- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など必要な支援に努めます。
- 重度の視覚障がいのある人や脳性麻痺等による全身性の障がいのある人の外出する機会を確保するため、同行援護事業を促進します。
- 在宅での就業を希望する障がい者を対象にITを活用した研修を充実し、職域の拡充を図ります。
- (略) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組みを支援し、災害時における障がいのある方への支援体制の構築を推進していきます。
- 県及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を中心に、県内の福祉・介護分野の関係者と「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、平常時から各都道府県単位で福祉・介護分野の関係者を中心とした協議会形式により災害発生時の福祉的支援について協議を行い、緊急時には人材を派遣できる体制を構築します。